

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、株主に対し一層の経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することを最優先しております。

また、経営内容の公正性と透明性を高めるため、積極的かつ迅速な情報開示に努めるとともに、インターネットを通じて財務情報の提供を行うなど幅広い情報開示にも努めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

補充原則1-2④ [議決権の電子行使、招集通知の英訳]

当社は、書面による議決権行使制度を実施しておりますが、現状議決権行使に大きな支障はないと考えており、議決権の電子行使は実施しておりません。また、招集通知の英訳につきましては、現状海外投資家の比率が低いため、実施しておりません。

今後につきましては、議決権行使状況、海外投資家比率等の動向及び株主の皆様のご要望等を勘案し、これらの導入について判断してまいります。

補充原則1-2⑤

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿に記載されている株主のみが行使できるものとし、信託銀行等の名義で株式を保有するいわゆる実質株主による株主総会への出席や議決権の行使については、その者が実質株主であることの確認手続や、議決権の二重行使等のおそれがあることから、現時点では認めておりません。これらについては、機関投資家等の要望及び信託銀行等の動向を注視し、実際に要望が見込まれる等の際には、その具体的な対応方法について検討いたします。

補充原則3-1①

経営理念等を当社ホームページ、決算短信等で開示しております。経営指標につきましては、売上高経常利益率を意識した経営を行っております。

なお、当社の主力事業であります焼肉事業において過去に不測の事態（BSE、放射能汚染牛肉等）が発生したこと等から、今後の事業環境の見通しが不透明な中では中長期の経営計画を策定し難いため、中期経営計画につきましては現時点では開示しておりません。

補充原則3-1② [英語での情報開示及び提供]

当社の株主構成に占める海外投資家の比率は低いため、英語での情報開示・提供は現在実施しておりません。

今後につきましては、海外投資家の比率等の動向を勘案し、採用の可否を判断してまいります。

補充原則4-8① [独立社外取締役のみを構成員とする情報交換・認識共有のための会合の開催等]

当社の取締役は7名中2名が社外取締役であり、それぞれが客観的かつ中立的な立場から経営の監視機能を果たすための経験・知識を充分に有しております。取締役会において積極的に議論に参加し、意見表明を行うなどその責務を十分に果たしております。この実を上げるため、社外取締役のみならず社外監査役も含めた情報交換の場を適宜開催しております。社外取締役のみを構成員とする会合はございません。

補充原則4-8② [独立社外取締役と経営陣との連絡・調整及び監査役または監査役会との連携に係る体制整備]

社外取締役は、取締役会において、積極的に議論に参加し意見表明を行っており、また、必要に応じて経営陣や監査役とミーティングの機会を持つなど連携は十分図れていると考えております。また、経営陣及び監査役会との連絡、調整は常勤監査役が取り行っております。

補充原則4-11③

現状、当社取締役会での議論は活発であり、審議内容、運営についての実効性は確保しているものと考えておりますが、より取締役会の実効性を確保すべく、実効性の分析・評価及びその開示については、今後の検討事項とします。

[原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング]

取締役は能力・経験・知識が職務遂行に相応しいと判断したうえで指名し、株主総会の承認を得たものでありますので、費用支援を必要とするトレーニング機会の提供等は必要ないものと考えております。また、社外取締役・社外監査役については、就任時に会社の事業・財務・組織等の基本的な情報を提供するとともに経営判断に必要な情報を随時提供しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4. 政策保有株式]

当社は、現状いわゆる政策保有株式を保有しておりません。また、政策保有株式を保有する予定もございません。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者間の取引（当社の取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引）に関して、会社及び株主共同の利益を害することのないよう、複数の社外取締役を含む取締役会において審議した上での承認事項としています。

また、取締役会において、当該取締役が特別利害関係人に該当する場合には、取締役規程により、当該取締役は議決権を行使できないこととしております。また、年1回当社の取締役、監査役に対して、関連当事者間の取引の有無についての調査を実施しており、関連当事者間の取引につ

いて管理しております。

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金等の退職金制度を保有しておりません。

[原則3-1. 情報開示の充実]

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、実効あるコーポレートガバナンスを実現するために必要な情報は、適時、適切なルートを通じ積極的に開示いたします。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営企画

経営理念等は、当社ホームページに開示しております。

また、経営計画の開示につきましては、当社主力部門である焼肉事業は、事業環境の変化が激しく、過去にも不測の事態(BSE、放射能汚染牛肉等)により、事業計画が大きくブレるなど、その有効性に限界があり、中期経営計画の数値目標を開示した場合、株主・投資家をミスリードする可能性も高いと考えており、現状中期経営計画の開示は行っておりません。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、企業の社会的責任を果たし、企業価値を持続的に向上させるため、内部統制システムを整備し、あらゆるステークホルダーに対して経営の公正性と透明性を高め、迅速で十分な説明責任を果たすよう努めてまいります。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬は、株主総会での決議による年額報酬限度内の範囲で、各取締役の職務内容及び業績貢献度を総合的に勘案して、決定しております。

なお、取締役及び社外取締役・社外監査役とも、各々総額を開示しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部及び取締役、監査役候補の選任に当たっての方針・手続については、社内規定等では定めておりませんが、経営陣幹部及び取締役の選定につきましては、社内外を問わず、会社業務に精通し、当社の経営理念に基づき、その職務を全うすることができ、かつ法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有し、人格・実行力とも兼ね備える候補者を取締役が推薦し、取締役会及び株主総会の決議により選任いたします。

また、監査役の選任につきましては、当事業への深い理解、財務・会計、関係法令をはじめとする知見を有し、さらには各分野における豊富な経験により、当社の経営全般を監視し、取締役会の透明性を高めることができる人材を取締役が推薦し、監査役会の同意を得て、選任しております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・氏名についての説明

個々の経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名についての説明につきましては、株主総会招集通知に各候補者の略歴及び選任理由を開示しております。

補充原則3-1①

当社は、情報開示を経営上の重要な責任の一つと認識しており、わかりやすい記述を行うよう心掛けております。また、開示のスピードにつきましては、同一決算期の他社に先駆け行うよう心掛けており、ステークホルダーの皆様に、適時、適切な判断を行っていただけるよう努めております。

[原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)]

取締役会は、「社員一人、一人の人間成長」を通じて「お客様一人、一人に喜んで頂く社会貢献」という経営理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営戦略や経営計画を議論しております。

補充原則4-1①

取締役会は、「取締役規定」、「職務分掌規定」、「職務権限規定」及び法令等により、取締役会の権限及び責任の明確化を行っております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項や重要な経営方針や戦略、決定と業務執行の監督を行っています。

また、業務執行部門では、月2回開催される経営会議において、経営目標の進捗状況と課題解決への議論を行っており取締役や監査役も出席し、分析・検証内容を監督しております。

補充原則4-1③

当社は、最高経営責任者(当社では当該役職はございませんので、経営のトップとの意味といたします)の後継者計画を重要な課題であると認識しております。しかしながら、現時点では、後継者の計画は具体的に定めておりません。取締役会や各部門長で組織する経営会議において、中長期的な戦略、計画の議論を行うこと、それ自体が後継者の育成、訓練の実践の場であると認識しております。

[原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)]

取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、決議すべき事項については、それぞれの取締役が独立した客観的な立場で多角的かつ十分な審議検討を行い、決定内容については、担当取締役が業務執行を行い、その実行責任を担っております。

当社の取締役報酬は、株主総会での決議による年額報酬限度内の範囲で、各取締役の職内容及び業績貢献度を総合的に勘案して、決定しております。

なお、取締役及び社外取締役・社外監査役とも、各々総額を開示しております。

補充原則4-2①

当社では、現在のところ、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。取締役の業績向上に対する意欲と志気を高めるため、ストックオプションを付与しております。

[原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)]

取締役会は、取締役7名のうち、2名が社外取締役で、独立性の高い構成となっており、客観的な立場から、取締役に対する実効性の高い監督が行える体制を整えております。

また、適時かつ正確な情報開示が行われるよう、重要な開示情報は取締役会で審議するとともに、適切な内部統制やリスク管理については、適切に取締役会で統括管理する体制を整備しております。

取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者との取引については、取締役会で審議し、承認を得ることとし、会社及び株主の利益を適切に管理しております。

補充原則4-3②

当社は、現状CEO制を導入しておりません。

補充原則4-3③

当社は、現状CEO制を導入しておりません。

〔原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用〕

当社では、独立性を担保した社外取締役は、現状3分の1を充足しておりませんが、2名の独立性を担保した社外取締役を選任しており、独立した中立な立場から豊富なビジネス経験、専門的知識等を通じて培った見識を活かし、経営上の助言等を行い、企業価値向上の役割・責務を十分に果たしております。

〔原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社では、社外取締役及び、社外監査役の選任に当たり、会社法及び東京証券取引所が定める独立役員の判断基準に合致することを条件としております。したがって、当社の社外取締役及び社外監査役は、いずれも独立性を担保しております。

取締役会でも、(独立)社外取締役及び社外監査役を選任する際には、取締役会で率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定するようにしております。

補充原則4-10①

当社は、監査役会設置会社であります。独立社外取締役は取締役会の過半数には達しておりませんが、当社の社外取締役は、いずれも独立性を担保しており、事前の説明等により、指名・報酬等の特に重要な事項に関する検討に当たり、適切な関与・助言が得られるものと考えております。

〔原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

当社取締役については、当社が属する業界及び当社業務に精通し、豊富な経験、知見を有し、誠実な人物で、当社取締役として十分に適任性があるものと考えます。

当社社外取締役については、これまで上場会社にて重要な役職を歴任し、企業経営に精通した経験者で構成され、専門性と豊富な経験、人脈を踏まえ、業務執行者を監督する立場として十分に独立性及び適任性を確保しております。

当社監査役は、いずれも社外監査役であります。財務会計に知見を有する者で構成されており、かつ十分な独立性も担保しております。

当社の取締役会は、審議に伴う説明が十分担保され、議論を尽くしており、全体として取締役会の審議内容、運営等についての実効性は確保されていると考えております。

補充原則4-11①

当社の取締役選任に当たっての方針・手続については、社内規定等では定めておりませんが、〔原則3-1〕の(iv)に記載のとおりであります。なお、現在のところ、当社の取締役会は、定款に基づき、取締役10名以内、監査役5名以内と定め、現在取締役7名(うち、2名が社外取締役)、監査役4名(4名全員が社外監査役)で構成しております。また、取締役候補者選任については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に個々の略歴を記載しており、社外取締役候補者及び社外監査役候補者については、個々の選任理由も記載しております。

補充原則4-11②

当社では、取締役及び監査役の重要な兼任状況を株主総会招集通知及び有価証券報告書等で開示しております。

現状、他の上場会社の取締役及び監査役との兼任は、中西社外取締役が株式会社マックスバリュ東海の社外取締役を兼任しております。現在のところ、その兼任状況は、取締役の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力から見て合理的な範囲内にあり、その業務に常時専念できる体制となっております。

また、監査役につきましては、全員他の上場会社の取締役及び監査役を兼任しておりません。

補充原則4-11③

現在のところ、各取締役の自己評価などの調査・分析及び結果の概要開示は行っておりません。

現状、当社取締役会での議論は活発であり、審議内容、運営についての実効性は確保しているものと考えておりますが、より取締役会の実効性を確保すべく、取締役会の実効性評価、分析は必要と考え、評価方法も含めて、今後検討する予定であります。

補充原則4-14②

当社取締役は、能力・経験・見識ともその職務遂行に相応しいと判断した上で、指名・選任にされておりますが、特に当社の実態把握のための店舗視察をはじめとした実地見分も必要と考えております。また、当社では、当社を取り巻く環境が日々変化していきながら、新しい知識の取得は不可欠なものと考えており、今後業務遂行に必要な研修・セミナー等のトレーニングは必要に応じて検討していきたいと考えております。

〔原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、常務取締役管理本部長をIR担当役員として選任し、管理本部を中心に投資家説明会の開催等のIR活動を実施することで、株主との建設的な対話に務めております。

補充原則5-1①

当社は、常務取締役管理本部長をIR担当役員として、株主の関心事項を踏まえた上で、合理的な範囲で、会長・社長・担当役員が中心となり、対話(面談)に臨むことを基本方針としております。

補充原則5-1②

(i) 株主との対話全般に関して、常務取締役管理本部長が統括し、実務は管理本部が所管しております。

(ii) 管理本部が中心となり、社内各部門と連携し、情報共有を図っております。

(iii) 個別面談以外の対話の手段として、当社では、アナリスト、機関投資家向けに決算説明会を四半期毎に開催、随時個別ミーティングを行っております。また、個人投資家向けには、年1回証券取引所主催のIR説明会にも参加しております。

(iv) 株主との対話の内容に関して、適宜経営陣にフィードバックを実施しております。

(v) インサイダー情報の管理については、「インサイダー取引管理規定」に基づき、重要事実の管理を行い、これらの漏洩防止を徹底しております。なお、当社は、原則決算日の証券取引所の翌開場日には、本決算、中間期決算及び四半期決算の開示を実施しておりますので、株主への情報開示の公平性を確保するためのIR自粛期間の設定は行っておりません。

補充原則5-1③

当社は、毎年3月末、9月末時点における株主名簿をもとに、株主構成の把握を行っております。

[原則5－2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]
当社は、[原則3－1－1]に記載しておりますように、中期経営計画は開示しておりません。そのかわり、IR活動を通じて、株主・投資家の皆様に、単年度計画の詳細や企業戦略の方向性等をわかりやすい表現を用いて、説明しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
チャレンジバイコーポレーション有限会社	2,499,000	36.49
米久株式会社	240,000	3.50
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	239,500	3.50
佐藤 啓介	205,000	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	144,500	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	140,500	2.05
佐藤 きい	105,000	1.53
野村信託銀行株式会社 (投信口)	103,400	1.51
STATE STREET CLIENTOMNIBUS ACCOUNT OD11	96,100	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	82,900	1.21

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明
―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋岡賢治	他の会社の出身者								△			
中西安廣	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋岡賢治		社外取締役秋岡賢治氏は、平成13年6月から平成22年6月まで当社取引先であるプリマハム株式会社の取締役及び常務執行役員でありました。その後その関連会社プライムデリカ株式会社の非常勤監査役でありましたが、現在は退任しております。当社グループと両社及びその関連会社との間に資本的関係、重要な取引関係その他利害関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外取締役秋岡賢治氏は、食品関連の職務経験及び経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役として当社経営の監督及び適切な助言を十分期待できると判断したものです。同氏は、当社との直接の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと考えております。

中西安廣	社外取締役中西安廣氏は、昭和63年5月から平成26年5月まで当社取引先及び主要株主である米久株式会社の取締役でありました。その後同社非常勤顧問を退任後は、マックスバリュ東海株式会社の社外取締役であります。当社グループと同社及びその関係会社との間に資本的関係、重要な取引関係その他利害関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外取締役中西安廣氏は、食品関連の職務経験及び経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役として当社経営の監督及び適切な助言を十分期待できると判断したものです。同氏は、当社との直接の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと考えております。
------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役全員と監査法人（関与社員、担当公認会計士）とは、監査計画策定時、四半期決算毎及び期末決算並びに必要な場合に意見交換しております。
2. 監査法人の往査時には、主として常勤監査役が監査現場に臨席し、会計監査の相当性を監査し、その内容を毎月定期的に開催する監査役会に報告しております。
1. 内部監査部門とは、監査計画・監査手続き・監査結果等について随時情報交換をしております。
2. 上記情報交換に際し、監査業務の分担・監査手続等に関して監査役と内部監査部門とが重複したり、脱漏しないように実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安井敏行	他の会社の出身者													
大西秀典	他の会社の出身者													
尾田政勝	他の会社の出身者													
黒田敬	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安井敏行		社外監査役安井敏行氏は、当社取引銀行である三井住友信託銀行に在籍しておりました。当社の同行からの借入取引はなく、同行が当社の意思決定に対して影響を与える恐れはありません。また、当社グループと同行との間に資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係がなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外監査役安井敏行氏は、長年にわたる銀行の業務経験を通じて培った幅広い見識を有し、客観的な立場から当社のガバナンス及び監査の実効性を高めることに期待できるものと判断したものです。同氏は、当社との直接の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと考えております。
大西秀典	○	社外監査役大西秀典氏は、ユニー株式会社の部長職を経て、同社関連会社の株式会社サン総合メンテナンス代表取締役でありました。平成19年6月から当社常勤監査役。その後社外監査役に転じております。当社グループと同社及びその関係会社との間に重要な取引関係その他利害関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外監査役大西秀典氏は、長年にわたり企業役員の経験があり、豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役として適切に監査・監督業務を遂行していただいております。また、同氏は、当社との直接の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れはないことから、独立役員に指定しております。
尾田政勝		社外監査役尾田政勝氏は、平成24年4月まで蟹江警察署長でありました。その後、株式会社トーエネック顧問でありましたが、平成29年3月同社退職。現在は、太平ビルサービス株式会社非常勤顧問の職にあります。当社グループとこれら各社及びその関係会社との間に重要な取引関係その他利害関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外監査役尾田政勝氏は、愛知県警察で長年にわたり生活安全業務に携わり、幅広い知識と豊富な経験を有し、社外監査役として適切に監査・監督業務を遂行していただいております。また、同氏は、当社との直接の利害関係はなく、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと考えております。
黒田敬		社外監査役黒田敬氏は、当社取引銀行である中央三井信託銀行に在籍しておりました。当社の同行からの借入取引はなく、同行が当社の意思決定に対して影響を与える恐れはありません。また、当社グループと同行との間に資本的関係及び重要な取引関係その他利害関係がなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	社外監査役黒田敬氏は、長年にわたる銀行業務経験、特にCFP資格を活用した財務管理業務に精通するなど幅広い知見を有し、客観的な立場から当社のガバナンス及び監査の実効性を高めることに期待できるものと判断したものです。同氏は、当社との直接の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役に対して割り当てをする予定です。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
取締役については社外取締役を除いた報酬総額を開示しており、監査役については、社外監査役を除いた報酬総額を開示しております。また、社外役員(社外取締役及び社外監査役)については、報酬総額を開示しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役へのサポート体制は管理本部が対応しており、取締役会の議題の事前通知等を行い取締役会での意見交換及び決議が円滑に遂行できる様に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名と監査役(いずれも社外監査役)4名の合計11名で構成されており、毎月一回の定例取締役会と必要に応じて開催される臨時取締役会により、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。
取締役会の決議を要する重要事項以外については、経営会議を毎月2回開催し、取締役、監査役、各部門責任者及び監査役が出席して、必要事項の連絡、意見調整及び問題意識の共有化を図り、変化する経営環境に機動的に対応しております。

監査役会

当社の監査役会は4名の監査役で構成され、全員が社外監査役で独立性が確保されております。
監査役は、取締役会に出席するほか、監査役は経営会議にも出席し、公正性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、内部監査を担当する内部監査室及び会計監査人とも適宜情報交換を行う機会を設け、監査の実効性を上げるように努めております。

内部監査室

内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、業務活動が法令及び社内諸規定に準拠して、適正かつ効果的に行われているか監査しております。

会計監査人について

会計監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結しており、定期的な監査のほか、会計上の問題などについて適宜助言と指導を受けております。
なお、監査業務執行をした公認会計士などの内容は以下の通りであります。
公認会計士の氏名 奥谷 浩之(継続監査年数4年)、齋藤 英喜(継続監査年数3年)
監査業務に係る補助者 公認会計士3名、その他4名

弁護士について

社外の複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、会社運営における法的問題に関し、必要に応じ助言と指導を受けております。

内部通報制度

社外において業務運営に係る法令違反、法令違反の可能性が高い行為または規定違反・ルール違反等発見した場合などには、内部監査室を窓口として電子メール、専用電話、社内メール便、郵便といった手段で通報できるよう整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監視機能として監査役会を有し、取締役の職務執行に監査を行なっていることに加え、社外取締役を選任することによって、経営監視機能の客観性や中立性を確保できる体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年株主総会の集中日を避けて、株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催の「名証IRエキスポ」へ毎年参加しております	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算・期末決算毎に説明会を開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、月次データ、株主優待制度を掲載しております	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	株主優待により株主の皆様に当社店舗をご利用いただく機会を設けております

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下の通りであります。

- (1) 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として、当社グループの各部の部門長を部門別のコンプライアンス責任者として任命し、関連規程を制定し、部門毎のコンプライアンス体制を構築するものとする。また、使用人がコンプライアンス上、疑問がある行為等を認知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない「内部通報制度」を整備する。当社の監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を定期的に調査して取締役会に報告し、取締役会は問題点の把握と改善に努める。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、保存・管理するものとする。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の代表取締役は、管理本部長をリスク管理の統括責任者として、当社グループの各部の部門長を部門別のリスク管理責任者として任命し、関連規程やマニュアル・ガイドラインを制定し、部門別のリスク管理体制を構築するものとする。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社グループは、将来の事業環境を見据えた上で経営方針を定め、これを機軸に年度計画を策定する。これを踏まえて、月例及び随時に取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行う。各部門においては、経営目標の達成と重点事項の推進に向けて活動し、毎月2回行われる経営会議で業績・進捗状況等について報告を通じて検証するほか、経営課題解決の議論を行う。上記についての実効性を確保するため、職務分掌規程、職務権限規程等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、取締役及び使用人が適正かつ効率的な職務の執行を行い得る体制を構築する。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人等に対し当社の「コンプライアンス行動指針」に基づいた法令遵守等に関する研修を行い、グループ一体となった法令遵守意識の浸透に努める。また、グループ会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」に従い、子会社が、その業績状況、財務状況及び経営上の重要な事項等について当社への承認・報告を行う。内部監査室が子会社について内部監査を行いリスク管理状況及び規程の遵守状況について確認する。

- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役を補助すべき使用人を置くものとし、取締役は監査役と協議し適切に対応する。なお、その使用人への指揮権は監査役に委譲し、取締役からの独立性を確保するものとする。また、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報の収集の権限を持って業務を行う。

- (7) 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人等は、当社グループの業務または業績に与える重要な事項に関する決定について監査役に報告するものとする。職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、監査役に遅滞なく報告するものとする。前記に関わらず、当社の監査役は、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができるものとし、会計監査人、内部監査室などと連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。また、監査役に当該報告をした当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。

- (8) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を実施するとともに経営会議等重要な会議に出席することができる。また、監査役に対して内部監査の実施状況を報告するとともに監査役が必要と認めたときは、内部監査室に対し要望することができる。監査役の職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払い等を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、法令遵守規程に「法令、社内規程等あらゆるルールを厳格に遵守し、反社会的行為や倫理にもとる行為を排除する」と規程しており、すべての従業員（パート・アルバイトを含む）が反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を理解し、実践に努める。社内での対応部署を管理本部総務部とし、関係行政機関等と連携し対応します。

また、新入社員研修をはじめとした階層毎の社内研修においてコンプライアンス・マニュアル等を活用して研修を行う。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現在のところ、特別な買収防衛策は導入いたしておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、上場会社としての社会的責任を十分に認識し、株主、投資家に対して正確かつ適切な開示を行うことを目的とした、当社の内規であるディスクロージャー規程に則って適時開示を行なっております。

実際には、同規定に「経営関連情報」を定義し、このような事象が当社及び当社グループに発生した場合は、その情報を全て情報集約窓口である情報取扱責任者に集約し、常に適時かつ適切な開示が行える体制を整備しております。

なお「決定事実」「決算情報」については、取締役会承認後遅滞なく、適時かつ適切な開示を行なっております。

又、重要事実の公表は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める有価証券上場規程等で定める適時開示の規則に準じ早期に行うこととし、情報開示責任者である管理本部長が開示いたします。

